

第8分野 「高齢者、障害者¹⁹、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」

I これまでの施策の効果と、「人々が安心して暮らせる環境の整備」が十分に進まなかった理由

1 「高齢者等が安心して暮らせる環境の整備」については、高齢者の社会参画支援、介護体制の構築、障害者の自立した生活の支援等の施策が進められてきた。しかし、高齢単身女性の高い相対的貧困率に現れているように高齢期の経済的基盤が脆弱であることや、家族や地域の支えが弱まっていることが例えば高齢男性の地域における孤立につながっているなど、高齢者が自立できる環境整備には依然として課題が多い。

障害者施策については、平成 21 年 12 月には、障害者の権利に関する条約（仮称）²⁰の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度の集中的な改革を行うため、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、また、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議が開催されている。

なお、外国人等については第2次基本計画において明確に位置づけられていない。

2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 未婚や非婚の急増や地域社会における人間関係の希薄化など、高齢者の生活を支える家族・地域のネットワークが弱まっているが、それらに代わる生活支援体制の構築が十分ではなかった。
- (2) 若い頃からの働き方が高齢期の経済的自立に大きな影響を与えるが、非正規雇用の増加によって老後の生活設計を描きにくい層が増加した。
- (3) 人生の様々な場面で複合的に影響する問題に対処するには、個人が置かれた状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、そのためには雇用、福祉、教育などの複数の施策領域の連携や、国、地方、民間団体など幅広い支援主体の連携が必要であるが、そうした体制の構築が十分でなかった。

II 今後の目標

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける。また、障害があること、日本で働き生活する

¹⁹ 「障害」の表記については、今後の「障がい者制度改革推進本部」における法令等の「障害」の表記の在り方に関する検討結果を踏まえ、対応する。

²⁰ 障害者の権利に関する条約（仮称）第6条「障害のある女子」の仮訳は次のとおり。「1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識し、及びこの点に関し、障害のある女子がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な意思決定力を確保するためのすべての適当な措置をとる。」

外国人²¹であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合がある。更に、性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進める。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 高齢者の自立した生活に対する支援

(1) 施策の基本的方向

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策の展開が必要であり、また、若い時期からの働き方や家族の持ち方など世代横断的な視点が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備、家庭や地域で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援を行う。
- ② 高齢期の経済的自立につながるよう、世代間で公平であり、かつ、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築の検討、就労における男女の均等な機会と公正な待遇の確保、高齢期の安定した生活を実現する公的年金制度の構築を行う。
- ③ 高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立に向け、単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮したICT（情報通信技術）の普及や住まいの確保、高齢者虐待問題や消費者被害への対応を進める。
- ④ 性差医療の推進や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を進める。
- ⑤ 家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実と良質な介護基盤の構築や安定的な医療提供体制の整備を進める。
- ⑥ 国民の理解を深めるための啓発・広報活動及び幅広い教育活動など「心のバリアフリー」も含め、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、高齢者の移動手段の確保も含め、高齢者が自立して日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進める。

²¹ これらの外国人の中には、女子差別撤廃委員会最終見解が「社会的弱者グループ」と定義する難民や「移民女性」も含まれているものと考えられる。

2 障害者の自立した生活の支援

(1) 施策の基本的方向

障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を進める。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれていることに留意する必要がある。

(2) 具体的な取組

- ① 障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、各種施策を総合的に推進する。
- ② 障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うとともに、「制度の谷間」がない利用者の応能負担を基本とする総合的な支援制度を構築する。その際、男女別の統計データの充実等について検討するなどして男女共同参画の視点に十分配慮する。
- ③ 国民の理解を深めるための啓発・広報活動及び幅広い教育活動など「心のバリアフリー」も含め、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、障害者の移動手段の確保も含め、障害者が自立して日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進める。

3 外国人

(1) 施策の基本的方向

グローバル化の進展に伴い、外国人が増加している。また、国際結婚は 1980 年代半ば以降急増しているが、その 8 割が夫は日本人で妻は外国人という組合せであり、国際結婚の下で外国人の親を持つ子どもも増加している。

外国人女性は、言語の違い、文化・価値観の違いや、地域における孤立などの困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれており、その状況に応じた支援を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 男女共同参画の視点に立ち、日本で働き生活する外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備等について、実態を踏まえながら進める。
- ② 外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び修学上の困難について、実態を踏まえた支援を行う。
- ③ 配偶者からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切な支援を進める。
- ④ 「人身取引対策行動計画 2009」に基づく取組を進める。

4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

(1) 施策の基本的方向

人々が安心して暮らせる環境の整備を進めるためには、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。また、男女を問わず性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要である。このため、人権教育・啓発等を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合や男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進める。
- ② その他、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等について、男女共同参画の視点に立って、必要に応じて取組を進める。